

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇県知事

〇〇 〇〇

## 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

あなたは、高等学校等就学支援金の受給資格が消滅したため、下記のとおり通知します。

## 記

1 認定番号	20-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 高等学校等就学支援金支給者	〇〇県
7 受給資格消滅理由	転学による
8 在学期間	〇年〇月 ～ 〇年〇月
9 支給停止期間	〇年〇月 ～ 〇年〇月
10 残支給月数	〇月
11 履修単位数	〇単位
12 残支給単位数	〇単位
13 受給資格消滅時の適用制度	現行制度（平成26年4月改正後）

## 【審査請求について】

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求を行う前に、この処分に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話番号

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
電話 03(5253)4111(代表)

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

#### 【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

## 様式 1 2

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園  
理事長 〇〇 〇〇

### 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について、〇〇県知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

#### 記

1 認定番号	20-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人 〇〇学園
6 高等学校等就学支援金支給者	〇〇県
7 受給資格消滅理由	転学による
8 在学期間	〇年〇月 ～ 〇年〇月
9 支給停止期間	〇年〇月 ～ 〇年〇月
10 残支給月数	〇月
11 履修単位数	〇単位
12 残支給単位数	〇単位
13 受給資格消滅時の適用制度	現行制度（平成26年4月改正後）

#### 【審査請求について】

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求を行う前に、この処分に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話番号



その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
電話 03(5253)4111(代表)

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

#### 【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。